

答 申 第 4 号
平成22年11月29日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市情報公開審査会
会長 松 本 英 雄

情報公開決定処分に係る審査結果について（答申）

平成22年9月22日付け松戦第 000417 号で諮問のありました下記の事案について、本書のとおり答申いたします。

記

答申第4号 「平成22年度松阪市事業仕分け市民仕分け人選考委員会の開催について」及び「平成22年度松阪市事業仕分け市民仕分け人選考委員会の結果について」を部分公開とした決定に対する異議申立てに関する事案

事務担当：松阪市情報公開審査会事務局
（総務課文書・情報公開係）

TEL 0598-53-4055

FAX 0598-22-1522

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、「平成22年度松阪市事業仕分け評価者選考について 選考方法の関係書類一式 応募者全員の論文 応募者全員の書類選考基準表」を部分公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

異議申立人が平成22年9月3日付けで松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき行った「平成22年度松阪市事業仕分け評価者選考について 選考方法の関係書類一式 応募者全員の論文 応募者全員の書類選考基準表」の公文書公開請求に対し、松阪市長（以下「実施機関」という。）は「平成22年度松阪市事業仕分け市民仕分け人選考委員会の開催について」及び「平成22年度松阪市事業仕分け市民仕分け人選考委員会の結果について」を特定し、「市民仕分け人選考委員会の開催について」と題された起案書類の内、応募者の受付簿、応募者応募用紙及び応募動機の論文、「選考委員会の結果について」と題された起案書類の内、選考結果一覧表、各選考委員の採点結果の記載された選考シート、選考用に用いられた応募者の論文（以下「本件対象公文書」という。）を非公開とし、その他の文書を公開とする決定を平成22年9月9日付けで行った。異議申立人はこの決定を不服とし、平成22年9月10日決定の取消しを求め、異議申立書を提出した。

3 実施機関の部分公開理由説明要旨

実施機関の部分公開決定に係る理由説明書及び口頭陳述において主張する趣旨は、概ね次のとおりである。

（1）部分公開決定について

条例は、市政に関する市民の知る権利の保障と市政の諸活動を市民に説明する責任を明らかにすることを目的としているが、第3条において、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とし、原則公開という公文書の公開制度においても実施機関には、個人のプライバシーに関する一切の情報を最大限に保護するとともに、これを正当な理由なく公にしてはならないという責務を課している。

「応募者全員の論文」については、平成22年度松阪市事業仕分け人評価者募集要領において、応募動機として自己PR、現在の松阪市政についてどう考えているか、松阪市事業仕分けに参加する理由、事業仕分けをどのように捉えているか、市の事業

の中で、特に仕分けをしたい事業とその理由、この5項目に関して記述することを応募者に求めており、これらは応募者個人の思想信条を記したものであり、これらの情報に関しては、個人のプライバシーにかかわる部分で、極めて慎重に取り扱うべきものと判断されるものである。

またこれらの論文については、公開を前提としておらず、あくまで市民仕分け人の審査選考に用いるという目的のために提出を求めたものであり、応募者には公募をすする時点で論文の公開を予告してはいない。

またこれを公開することによって、今後、思想や信条など個人の忌憚のない意見を求めるような論文による審査・試験等を実施する場合に、本来個人の自由な思想・信条を記載すべき論文の表現にも影響を与えるものであり、適正な審査の執行に支障が生じることも懸念される。これは、条例第8条第3号ウ事務事業執行に関する情報で、公開することにより、当該または将来の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じると認められる。

「応募者全員の書類選考基準」に関しては、5名の選考委員によって、公正に審査されたもので、本市の状況の理解度、仕分け人としての熱意意欲、文章の構成力、地域住民性、公平性の5項目を5段階に評価された合計得点が集計されたもので、個人の能力評価等を記したものとなり、市のインターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）で公開している平成22年度松阪市事業仕分け市民仕分け人選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の議事録においては、審査過程を説明する上で必要最小限の内容として、一部の該当者の、順位・性別などを表記している。さらに応募者17人中選考された8人が、事業仕分け当日には、氏名を公表し公開の場で議論することから、選考結果を公表することにより、個人の能力、評価といったものが識別され得る情報であるため、公開すべきものではないと判断した。

条例第8条第1号個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

4 異議申立ての要旨

異議申立書における異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

(1) 異議申立ての理由

応募者全員の論文、及び書類選考基準表は、非公開との決定があったが、それらの書類のうち氏名、年齢、性別を明らかにしてもらう必要はないと考えている。それにもかかわらず、一方的に当該請求文書が非公開とされたことに異議を申立てたものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利の保障と市政の諸活動を市民に説明する責務を明ら

かにするとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現するというものである。

また、実施機関に対しては、公文書を原則公開とし、条例の目的が十分に達成されるよう条例を解釈・運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を求めている。本審査会は、こうした情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、以下のように判断する。

(2) 本件対象公文書について

審査会は、実施機関に本件対象公文書の提出を求めその調査を行った。

実施機関の公文書公開請求に対し特定した公文書は、「平成22年度松阪市事業仕分け市民仕分け人選考委員会の開催について」と題された起案文書及び「平成22年事業仕分け市民仕分け人選考委員会の結果について」と題された起案文書である。この内非公開とされた本件対象公文書は、前者については、「事業仕分け市民仕分け人応募受付簿」(以下「受付簿」という。)、 「松阪市事業仕分け評価者(市民仕分け人)応募用紙」(以下「応募用紙」という。)、 「応募動機(小論文)」(以下「論文」という。)、 後者については、「事業仕分け市民仕分け人選考結果一覧表」(以下「結果一覧表」という。)、 「市民仕分け人選考結果一覧」(以下「選考結果一覧」という。)、 「選考シート」, 「応募動機(選考審査用に加工された小論文)」(以下「選考用論文」という。)となっている。

「受付簿」には、応募番号、受付日、応募者氏名、ふりがな、性別、応募方法、郵便番号、住所、生年月日、年齢、電話、Eメール(アドレス)(他の)審議会加入有・無の各欄が記載されている。

「応募用紙」には、応募者氏名、ふりがな、生年月日(年齢)、性別、住所、電話、Eメール(アドレス)、各種審議会・委員会又は協議会委員の就任状況、応募者が未成年の場合の保護者の公募同意欄があり、応募番号が、用紙右肩に付番されている。

「論文」は、平成22年度松阪市事業仕分け評価者(市民仕分け人)募集要領(以下「募集要領」という。)に規定されている5項目、ア.自己PR、イ.現在の松阪市政についてどう考えているか、ウ.事業仕分けに参加を希望する理由、エ.事業仕分けの趣旨をどのように捉えているか、オ.市の事業の中で、特に仕分け(評価)したい事業とその理由、これらに関して各応募者が自身の意見、考えを自由な形式でそれぞれ記載しており、その他応募者の氏名及び一部には住所、提出日などの記載も見られる。

「結果一覧表」には、応募番号、応募者氏名、ふりがな、性別、年齢、(他の)審議会加入有・無、順位、評価得点、結果、当選又は落選の理由が記載されている欄がある。

「選考結果一覧」は、各選考委員による評価項目毎の5段階評価を、応募者毎にまとめられて記載されており、応募者の区別は、応募番号で表示し、委員は、「委員A」などと記号で区別されている。そのほかに、合計点、除外項目該当欄、評価点数の順位が記載されている。

「選考シート」は、選考委員名、委員の記号、評価項目、(評価)内容、判断・評点の基準、応募者番号があり、各応募者の評価項目毎の点数及び合計(評価得点)が記載されている。

「選考用論文」は、提出された論文が、選考に当たり応募者の氏名などが判読できないように加工されたもので、その他の部分については、前述の「論文」と同じものである。

これらは、実施機関が平成22年度松阪市事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)を実施するにあたり、募集要領に基づき、応募者に提出を求めたもの及び、市民仕分け人の選考時の評価過程で作成された資料と確認された。

なお、その他の公文書については、請求に応じ公開されており、また、上記「受付簿」「応募用紙」に関する異議申立人からは何らの申立てもされていないことから、本審査の対象とはしない。

(3)「論文」について

「論文」について、実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述によると、個人の思想信条を記したもので、個人のプライバシーに関わる部分で、条例第3条により極めて慎重に取り扱うべきものであり、事業仕分け当日には、市民仕分け人の氏名も公表されることから、特定の個人が識別され得るものと判断したとし、条例第8条第1号の「個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得る」との規定に該当するとの主張であった。また、当該論文はあくまで市民仕分け人選考審査用に提出されたものであり、公開を前提とし提出を求めている。これを公開することにより今後市民委員等の公募を行うにあたり、論文等で忌憚のない意見を求めるといった選考を行う場合、それらの公開があり得る前提となり、同様の趣旨の事務事業の適正な執行に著しい支障が生じるとし、条例第8条3号ウへの該当も主張している。

ア．条例第8条第1号の該当性について

応募者が提出した各論文には、前述のとおり氏名、場合によっては住所、生年月日なども記載されており、さらに文章中、自己PRの項目の多くに自己の経歴に関する情報の記載も散見する。また、市政に対する意見、事業仕分けに参加する理由、事業仕分けの趣旨についての捉え方等、応募者の意見、理念など、個人の内面あるいは人格、社会観等に密接に結びついた内容が記載されている。

これらは条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと認められる。

イ．条例第8条第3号ウの該当性について

さらにその内容は市政に対する意見や、事業仕分けに関する思いなど、前述のとおり応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであることが読み取ることができる。これらは、元来各応募者が公開すべきかどうか、あるいは社会のどの範囲に開示すべきかについて、自ら決すべき利益を有していると認めることが相当であり、そのことは、論文から作成者が識別される部分を除外したとしても同様

であるというべきである。

論文については、実施機関は公開を前提としていなかったことから、募集要領などには、「応募書類は、松阪市情報公開条例及び松阪市個人情報保護条例に基づき取り扱います」との記載はあるものの、論文が公開される趣旨の明確な記載は無く、応募者に対してもそのような説明は一切行っておらず、応募者からも公開がなされるかどうかの問い合わせも無かったとのことであり、各応募者は論文の公開を想定せず提出したものと考えるべきである。また、仮に公開を前提とし論文の提出を求めていた場合、その記載内容は現在のものとは異なった内容となっていた可能性についても否定できない。

このことから、公開を想定していないことから応募者個人の識別情報あるいは思想、信条等が忌憚なく記載されたと推察される論文を実施機関が公開することは、各応募者に対し、条例第3条に規定される個人のプライバシーの保護、あるいは各応募者が本来有すべき公開するか否かを自ら決するといった利益の保護についても、その責務を果たす事にはならず、各応募者との信頼関係を損ね、無用な混乱を招くおそれなど、当該事務事業の実施に著しい支障を生じさせると言わざるを得ず、条例第8条第3号ウの規定の適用を受けるものと認められる。

ウ．条例第10条の適用について

異議申立人は、非公開となった本件対象公文書のうち氏名、年齢、性別を明らかにする必要はないと主張し、その他の部分をもって公開を求めている。条例第10条では、「請求のあった公文書の一部に公開しないことができる情報の記録があっても、これらの部分を容易に、かつ請求の趣旨を損なわない程度にこれを分離できるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない」とあり、条例第8条各号に規定する非公開情報があった場合、その部分を除いた上で公開することを実施機関に義務付けている。ただし、その部分を除く場合であっても、請求の趣旨を損なわない程度に容易に分離できる場合であり、本件にあっては、論文それ自体を独立した一体的な情報として非公開の決定を行っており、このような場合、同条と同趣旨の条例解釈として、「(前略)1個の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちに非公開事由に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみこれを公開することを実施機関に義務付けているに過ぎない。すなわち(中略)非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報が記録されていないものとみなして、これを公開すべきことまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできないのである。(後略)」との判断(最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決)が示されており、このことから実施機関が、論文を独立した一体的な情報として非公開としている以上、それを細分化しその一部を非公開とした上で、その他の部分を公開することまでを条例は義務付けてはいないと判断すべきである。

また、前述のア、イで示すとおり論文のうちその大部分は公開しないことができる情報であり、仮にこれらを分離した場合、社会通念上もはや当該請求対象の論文と呼ぶことはできず、論文の公開という請求の趣旨は、損なわれるものと認められる。

以上の理由から、条例第10条に規定するいわゆる部分公開としなかった実施機関の判断は、是認できる。

(4) 選考用論文について

「選考用論文」については各文書とも氏名等が判読できない状態に加工されている。これは、公正な審査がなされるため加工されたものに過ぎず、この文書自体は「論文」の複写であり、審査会の判断は上記(3)ア～ウに同じである。

(5) 結果一覧表、選考結果一覧、選考シートについて

実施機関は、これらの文書について個人の能力評価等を記したものであり、公開している選考委員会の議事録においては、審査過程を説明する上で一部の該当者の、順位・性別などを表記している。選任された市民仕分け人は事業仕分け当日には、氏名を公表し公開の場で議論することから、選考結果を公表することにより、市民仕分け人の個人の能力、評価といったものが個人が識別され得る情報として明らかになるため、公開すべきものではないと判断したと説明している。

「結果一覧表」には、前述のとおり、氏名や年齢性別などとともに、評価得点が記されており、評価得点の高いものから順に記載されている。

「選考シート」については、選考委員が各応募者の評価を項目毎に採点されたものがまとめられており、採点した選考委員の氏名が記載されている。

「選考結果一覧」には、選考委員の選考シートを応募者毎にまとめられており応募者番号順に記載され、全採点が選考基準項目毎に明らかにされている。

市民仕分け人は、得点の高い応募者から選任されており、上位8名はそのまま市民仕分け人8名の成績であることが容易に確認することができる。さらに事業仕分け当日には選任された市民仕分け人が、氏名を公表し公の場で議論を行う予定となっていたこと、また選考過程の情報として、ホームページ上に選考委員会の議事録が掲載されており、その中で評価得点が高かった応募者の選考にあたり、女性を優先し選任するという内容が記載されていることが確認された。これらを考察すると、異議申立人が主張するように個人の氏名等を非公開としたとしても、応募者個人の評価情報の内、選任された仕分け人にとっては、他の情報と結びつけることにより、特定の個人が識別され得る形で明らかになり、条例第8条第1号の適用を受けるものと考えられる。

また、市民仕分け人の選考には市が委嘱した委員及び市職員が選考委員として携わっており、選考委員全員の氏名は既にホームページ上で公表されている。評価に関しては、選考委員の裁量に委ねられており、これを公開するものとした場合、応募者全員の評価の比較が可能となり、或いは各選考委員が付した採点についても応募者毎に明らかとなることから、これらを公開することにより、その判定に対し、応募者の反感その他多様な感情が向けられるということも否定はできない。これらは、市が行

う試験、人事に関する情報というべきであり、そもそも公表されることを想定して作成されておらず、公開にはなじまない情報というべきであり、条例第8条第3号ウに規定する公開することにより、当該事業あるいは今後実施される実施機関の行う試験、人事業務の執行上、著しい支障が生ずるおそれがある情報とすることが相当である。

(6) 結論

上記を総合的に判断し、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 9月22日	諮問書受理
平成22年 9月24日	実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成22年 9月29日	部分公開理由説明書受理
平成22年 9月30日	異議申立人に対して部分公開理由説明書(写し)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成22年11月 2日	書面審理 実施機関の部分公開理由説明の聴取 審議(第4回審査会)
平成22年11月29日	答申